

■ 『ビジネス図解 非公開会社の自社株のしくみがわかる本』 正誤表

下記に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

2021.4.22

ページ	箇所	誤	正
25	出資割合 B氏払込金額,持株比率	払込金額 2,100千円 持株比率 21%	払込金額 1,910千円 持株比率 19%
52	上段最終行	会社により1株あたりの資本金等の額が異なるため、発行株式数を算出し	会社により1株あたりの資本金等の額が異なるため、 <u>1株50円と仮定して、</u> 発行株式数を算出し
56	下段7行目	「中会社の中」	「中会社の大」
57	会社の規模の判定	売上 純資産 従業員	売上 <u>総資産</u> 従業員
59	贈与譲渡のパターン	贈与・譲渡のパターン 条件 配当還元方式 500円 原則的評価 10,000円	全文削除
65	自己株式を取得した場合の貸借対照表	(純資産) 資本金 ・資本剰余金 ・資本準備金 その他資本剰余金 ・利益剰余金 ・利益準備金 その他利益剰余金 自己株式▲	(純資産) 資本金 <u>資本剰余金</u> ・資本準備金 <u>・その他資本剰余金</u> <u>利益剰余金</u> ・利益準備金 <u>・その他利益剰余金</u> 自己株式▲
78	下段最終3行	ただし、完全支配関係にある場合には、租税回避目的に該当する可能性がありますので、配当所得は非課税になりませんので注意が必要です。	ただし、完全支配関係にある場合には、租税回避目的に該当する可能性がありますので、 <u>配当所得は非課税になります</u> が、 <u>譲渡損は損金扱い</u> になりませんので注意が必要です。
80	下段5行目	誰がB社の株式を買うのかによって	誰が <u>B社からA社の株式</u> を買うのかによって
87	②株式の3分の2の議決権を確保する	一部買取等により、議決権の比率を下げる方策を検討する	一部買取等により、議決権の比率を <u>上げる</u> 方策を検討する
114	下段1行目	相続開始の翌日から5か月を経過する日以下において	相続開始の翌日から5か月を経過する日において (以下を削除)